

災害時における災害救助犬の出動に関する  
協定書

宮 城 県

NPO法人災害救助犬ネットワーク

## 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）とNPO法人災害救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）は、宮城県内外において地震災害等が発生した場合に、県内の被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）又は県外の被災自治体における捜索活動の応援（県外の被災自治体からの要請に基づき当県からの応援部隊と同行して捜索活動を行う場合に限る。以下「応援活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定する。

### （出動要請）

第1条 甲は、県内の捜索活動又は応援活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、原子力災害による被曝のおそれがあるなど特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに災害救助犬チームの構成及び現場到着予定時刻等必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

### （捜索活動又は応援活動の実施）

第3条 乙に属する災害救助犬チームの構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動又は応援活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく捜索活動又は応援活動の終了は、現場指揮者が捜索活動又は応援活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動又は応援活動の続行が不可能になったときとする。

### （費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲又は応援を受けた自治体の負担とする。

### （損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は県内の捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

#### （1） 甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が捜索活動中に死亡若しくは負傷し、又は捜索活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年宮城県条例第37号）の規定に

準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの

イ 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

ロ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は捜索活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

2 この協定に基づく応援活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、甲乙及び応援を受けた自治体が協議の上、決定するものとする。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 27年 3月 5日

甲 宮城県知事 村井嘉浩

乙 富山県富山市北代3915

NPO法人災害救助犬ネットワーク

理事長 村上信尊

# 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書実施細目

## (趣旨)

第1条 この実施細目は、宮城県（以下「甲」という。）とNPO法人災害救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）が平成27年3月5日付けで締結した災害時における災害救助犬の出動に関する協定書（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

## (出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出動要請を行うときは、様式第1号により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。ただし、乙との連絡が困難な場合は、乙の東北事務所又は乙の所管するその他の事務所に対して直接要請ができるものとする。この場合において甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他捜索活動に必要な事項

2 宮城県外で発生した地震災害等により、被災自治体に向かう応援部隊との同行による応援活動を要請する場合には、その旨を様式第1号に明記するものとする。

## (出動)

第3条 乙は、協定第1条の出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式第2号により次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名及び連絡先
- (2) 出動人員、災害救助犬の頭数及び出動車両
- (3) 出動時間及び現場（又は集合場所）到着予定時間
- (4) その他必要な事項

## (捜索活動等状況の報告)

第4条 乙は、県内の捜索活動又は応援活動を終了したときは、甲に対して、様式第3号により、報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときには、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## (費用の請求及び支払)

第5条 乙は、県内の捜索活動又は応援活動の終了後、当該活動に係る甲が負担すべき費用の実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、活動内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第6条 乙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第7条 甲及び乙は、相互に搜索活動における連携活動の在り方を研究するとともに、協定第6条の訓練を通じて、円滑な搜索活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者等届」(様式第4号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 27年3月 5日

甲 宮城県知事 村井嘉浩

乙 富山県富山市北代3915

NPO法人災害救助犬ネットワーク  
理事長 村上信尊

様式第 1 号

危 第 号  
平 成 年 月 日

団体名

代表者

殿

宮 城 県 知 事

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第 1 条に基づき，出動を要請します。

災害時の状況及び 出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現 場 指 揮 者	所 属	
	職	
	氏 名	
	連 絡 先	
そ の 他 必 要 事 項		

※応援部隊との同行による宮城県外の被災自治体への出動を要請する場合には，「その他  
必要事項」にその旨記載すること。

様式第2号

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

団体名

代表者

印

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第3条に基づき、出動体制を連絡します。

出 動 責 任 者	氏 名	
	連 絡 先	
出 動 人 員		
災害救助犬の頭数		
出 動 車 両		
出 動 時 間		
現場（又は集合場所） 到着予定時間		
その他必要な事項		

宮 城 県 知 事 殿

住所

団体名

代表者

印

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第4条に基づき、災害救助犬の出動に係る活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日・時間	出 動 場 所	出 動 部 隊	活 動 内 容
平成 年 月 日 時 分から 時 分まで		従事者 人 救助犬 頭 車 両 台	
平成 年 月 日 時 分から 時 分まで		従事者 人 救助犬 頭 車 両 台	
平成 年 月 日 時 分から 時 分まで		従事者 人 救助犬 頭 車 両 台	

活動時間は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。



連絡責任者等届

年 月 日

宮城県知事 殿

NPO 法人災害救助犬ネットワーク

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第8条の規定により, 当〇〇の連絡責任者等下記のとおり報告します。

記

【

1 連絡責任者

項目	連絡責任者	副連絡責任者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
E-Mail アドレス		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
E-Mail アドレス		

3 勤務時間及び休日

(1) 勤務時間:

(2) 休 日: